



手帳所持の経済的便益の推計

平成22年2月27日(土)

国立障害者リハビリテーションセンター
研究所障害福祉研究部

玉川 淳



なぜ経済的便益の推計を行うのか

- 手帳の所持者は、障害者自立支援法に基づく給付のほかに、様々な分野の制度による便益の享受が可能
- これらは障害者の自立と社会参加に重要だが、その利用状況を明らかにして初めて手帳制度の社会的意義を理解
- 関係制度の列挙では障害者生活への寄与度が把握し難いため、利用状況調査と併せて経済的便益の推計を実施
- 金銭的評価を通じて障害者自立支援法に基づく給付との比較が可能

(参考)平成20年1月サービス提供分の障害者自立支援給付

主たる障害別(身体障害者)の総費用額/利用者数=約18万円(年間216.8万円)



経済的便益の推計の基本的な考え方

- 居住地(地方単独事業等を考慮)、障害種別、等級や生活状況について推計のモデル障害者を設定
 - 東京近郊のT市の成年期在宅者(児童や高齢者関係の制度は推計の対象外)、肢体不自由の1級、3級及び4級
- 金銭給付については当該額を、サービス給付や利用料の減免については金銭的に換算してすべてを合算
- 障害者自立支援法に基づく給付等や手帳所持と直接関係のない制度については、推計の対象外



情報の入手方法等

- 厚生労働省とりまとめの身体障害児・者実態調査のほか、地方公共団体の担当者への聴取りを実施
- 障害者自立支援法に規定する障害福祉サービスの必要量の見込みについては十分な調査結果があるものの、同法に基づくかない制度（特に地方公共団体以外が実施するもの）の利用推計に必要となる情報が不足
 - *今般の推計の精度は十分ではない。地方公共団体等と連携して、きめ細かな地域の障害者の状況を把握することが今後の課題*



医療関係の制度、手当等現金給付

- 重度心身障害児・者の医療費助成(健康保険等の自己負担分)
1級・3級 37,564円/年
- 重度心身障害福祉手当
1級 69,000円/年

※ 上記は地方単独事業であり、所得制限等あり

なお、特別児童扶養手当、児童扶養手当、障害基礎年金等は、算定の対象外



交通機関の運賃割引等

➤ 鉄道旅客運賃割引

1級 31,840円/年、3級 10,610円/年

➤ 有料道路通行料金割引

1級・3級・4級 1,320円/年

➤ 自動車ガソリン費補助

1級 7,200円/年、3級 3,600円/年

➤ タクシー利用料の補助

1級 20,448円/年、3級 10,224円/年



放送通信関係、各種税金の減免

- NHK受信料の免除
1級 11,340円/年、3級・4級 6,480円/年
- 青い鳥郵便はがき
1級 1,000円/年
- 所得税・住民税における控除
1級 35,000円/年、3級・4級 26,500円/年
- 自動車税の減免
1級・3級・4級 15,800円/年

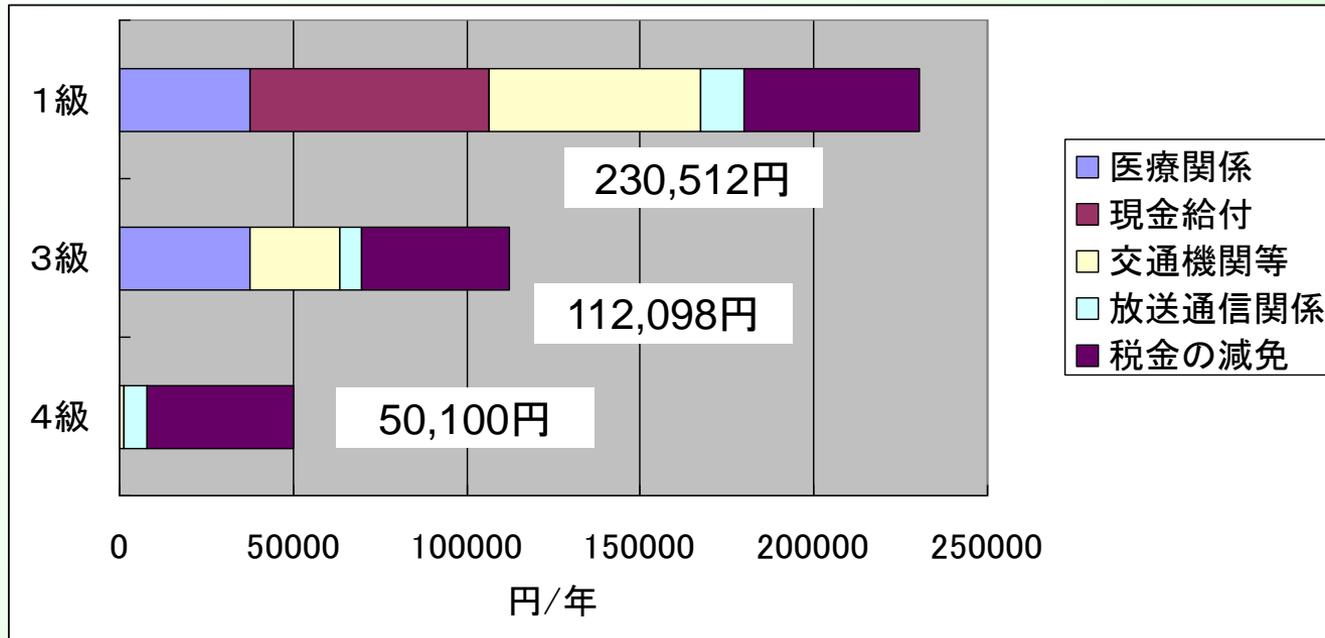


推計の対象に含めなかったものの例

- 航空運賃割引
- 駐車禁止駐車許可
- 公共施設割引
- 公営住宅への優先入居
- レジャー施設等利用割引
- 不在者投票制度



推計結果のまとめ



※ 障害等級に応じて、ある程度の経済的な便益を受けることが可能



今後の課題等

- 実態に即したより具体的なモデル設定が必要
 - 制度利用に所得制限があるものもあり、就労状況によって便益の大きさは相当程度変化
- 生活状況の情報集積等を通じ、障害種別の比較を実施
- 地域単独事業の実施状況等、地域ごとの特性についても分析



留意すべき事項

- 経済的便益の推計は、手帳所持によって受け得るサービス等を金銭的に評価するもので、障害者への環境整備が十分であるかを評価するものではない。
- 手帳所持の効果を算定するため、一般的な地域サービスが充実していると所持による便益が小さく計上される可能性がある。



最後に

- 従来の入所施設サービスのように一元的なサービス提供の場合、記録等があれば手帳を提示する必要性は乏しい。
- しかしながら、障害者が地域生活を送る中でさまざまな分野の制度を利用しようとするれば、多様な制度の運営者を相手方とする必要がある。また、制度運営者も、多くの利用者に対して迅速な対応が求められることとなる。
- このような状況の下において、身体障害者手帳の提示は制度の円滑な運営に貢献するものと考える。